

7 医第 611 号
令和 8 年(2026 年) 3 月 30 日

保健福祉事務所長 様
中核市保健所長 様

健康福祉部長
(公印省略)

医療法第 27 条の規定に基づく MRI 搭載車移動式医療装置の使用前検査
及び使用許可の取扱いについて (通知)

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありました。

主な内容は、MRI 搭載車移動式医療装置についても、使用前検査及び許可に関しては、「医療法第 27 条の規定に基づく CT 搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」(平 20 厚生労働省医政局長通知)における CT 搭載車移動式医療装置に準じて同様の取り扱いが可能であることが整理された旨、周知するものです。

ついては、内容について御承知おきいただくとともに、貴管下医療機関及び関係団体への周知をお願いします。

なお、一般社団法人長野県医師会へは別添のとおり通知しました。

(問合せ先)

担 当：医療政策課企画管理係 宮坂
電 話：026-235-7145 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2681
E-mail：kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp